

経 支 第 3 9 4 号

平成 2 5 年 8 月 5 日

勧告しない通知書

京成電鉄株式会社

代表取締役 三枝 紀生 様

千葉県知事 鈴木 栄 治

平成 2 4 年 1 0 月 1 8 日付け経支第 7 0 9 号で受理した大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定による下記店舗に係る通知については、「県意見に対する騒音対策については対応が不十分であるものの、店舗周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼすとまでは認められないため、勧告を行わない」こととしたので通知します。

なお、平成 2 5 年 6 月 1 2 日付け経支第 2 3 4 号で「近隣住民から苦情等がない」と判断した根拠の報告を求めたところ、「荷捌場所を住民の意向に基づき変更を行い、一定の評価を頂いた旨は報告のとおりであり、当然ながら苦情は発生しておりません。」としているが、荷さばき作業の騒音の発生が周辺地域の生活環境に与えている影響の確認として、不十分であるため、今後は、適切に対応されたい。

また、周辺住民から苦情があった場合は、適切な措置を講じられたい。

さらに、周辺地域の生活環境に配慮した荷さばき時間となっているか確認するため、荷さばき時間の実績について、引き続き 3 か月間報告を求める。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ファッションセンターしまむら公津の杜店

所在地 成田市公津の杜一丁目 1 1 番地 1 9 号